

申 立 書

私は、次の各号のいずれにも該当していません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 人事委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

当該申し立てに虚偽があつた場合は、直ちに解雇されても異議ありません。

年 月 日

(住 所)  
(氏 名)

茨城県知事 殿